

競争入札等参加資格者名簿の変更届について（物品・役務等）

日田市に競争入札参加資格審査申請書を提出した後、その記載事項に変更が生じたときは、下表に掲げる書類を速やかに提出してください。（持参又は郵送等）

変更事項	法人	個人	提出書類
・商号又は名称の変更 ・本店住所又は所在地（郵便番号含む）の変更	○	○	・変更届（物品・役務等）
	○		・登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）
	△	△	・委任状（委任代理人を設定している場合のみ必要）
・代表者の変更	○	○	・変更届（物品・役務等）
	○		・登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）
		○	・市区町村長が発行する身分証明書（代表者本籍地にて発行したもの、写し可）
	○	○	・誓約書
	△	△	・委任状（委任代理人を設定している場合のみ必要）
・代表者の職名の変更	○	○	・変更届（物品・役務等）
	△	△	・委任状（委任代理人を設定している場合のみ必要）
・委任代理人の職氏名の変更 ・委任先名称及び所在地の変更	○	○	・変更届（物品・役務等）
	○	○	・委任状
・使用印鑑の変更	○	○	・変更届（物品・役務等）
	○	○	・使用印鑑届
・電話番号、FAX番号の変更 ・振込先金融機関（口座番号・口座名義）の変更	○	○	・変更届（物品・役務等）

※変更届等を受理した場合、受理後の変更届等の書類のコピーは一切行わないので、届出書に受領印を必要とする場合は必ず副本を用意すること。郵送で届出をする場合も同様とするが、その場合は返信用の封筒（切手貼付、宛名明記）を同封すること。